

平成 30 年 6 月 26 日（火）

Q. 入札書は「テレックス、電報、電子メール又はファクシミリの方法による入札は認めない。」と入札説明書に記載されているが、「郵送」は認められないのか。

A. 入札等の書類については郵送でも結構です。ただし、書類の必要種類、記入間違いや取扱方法には十分に気を付けてください。

Q. 7 月 10 日の開札には立会が必須なのか。

A. 開札予定日の立会いは必須ではありません。

Q. 競争入札参加資格審査申請書の使用する印鑑の欄で、社印または営業所等の印および代表社印が兼用である場合はどうすればよいか。

A. 社印または営業所等の印および代表社印の両方の欄に同じ印を押印してください。ただし、委任状を提出し、**代理人を定められる場合には代理人の印も右側欄に押印**してください。社印または営業所等の印および代表社印が兼用でない場合でも同じです。